

基安発 0724 第 1 号
平成 24 年 7 月 24 日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の徹底について

東京電力福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)における安全衛生管理対策については、平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 1 号により通知しているところですが、今般、線量計の表面を鉛板で覆ったことが疑われる事案が発生したことを踏まえ、下記のとおり措置を講じ、発電所内の適切な被ばく管理の徹底に万全を期すよう求めます。

なお、本通知の内容について、発電所構内において放射線業務を行う事業者にも周知願います。

記

1 趣旨等

発電所内において、線量計の表面を鉛板で覆ったことが疑われる事案が発生したことを踏まえ、線量管理が適切に行われていない事案が発生していないか実態調査を行い、確認する必要がある。また、今後、不適切な線量管理の事案が発生しないよう、再発防止対策についても検討する必要がある。

2 実態調査の方法

(1) 基本的考え方

警報付きポケット線量計(以下「APD」という。)、個人用積算線量計(ガラスバッジ、以下「GB」という。)のデータの比較等により、多段階のスクリーニングにより疑いのある事業場を抽出し、抽出された事業場を福島労働局が調査する方法をとること。

(2) スクリーニングの方法及び調査対象

次に掲げる事項について、東京電力と元方事業者で緊密に連携をとりつつ、対象事業場の抽出を行うこと。さらに、抽出された事業場に対して、元方事業者から関係請負人に調査を行い、測定値の落差について理由を聴取すること。

ア GBとAPDの測定値を比較し、APDの方が15%以上低いケース

月あたり5mSv(APD測定値)を超える作業を行っていた労働者(昨年11月～本年6月)

イ 作業ごとの計画線量に比較して、実際の被ばくが著しく低いケース

今年6月分の作業届(1日当たり1mSvを超えるおそれのある作業)対象作業

(3) スクリーニングに当たっての留意事項

ア 元方事業者による理由の聴取に当たっては、関係請負人が落差を合理的に説明できるかについて留意しつつ、幅広く理由を聴取すること。

イ 計画線量と実際の被ばく線量の比較に当たっては、日々の作業及び作業者別に比較を行うものとし、被ばく線量が計画線量の5割を下回る労働者がいる関係請負人を抽出し、元方事業者から聴取を行うこと。

3 再発防止について

(1) 基本的考え方

発電所における放射線業務においては、防護服(タイベック)を着用していることが多く、APD等の線量計の装着が適切であるかが外から視認できないことが問題であること。

(2) 検討事項

防護服(タイベック)によるガンマ線の遮蔽効果はほとんどないことを踏まえ、高線量被ばく作業については、APDの汚染防止措置を講じた上で、防護服(タイベック)の上からAPDを装着する等、APDを外部から視認できる方法について、検討すること。

4 厚生労働省への報告

(1) 3の(2)については、平成24年7月31日(火)までに厚生労働省に検討結果を報告すること。

(2) 2の(2)については、ア又はイに該当する全ての事業場のリスト及び元方事業者が行った関係請負人への聴取結果を、平成24年8月31日(金)までに厚生労働省に報告すること。

基安発 0724 第 2 号
平成 24 年 7 月 24 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の徹底について

別添のとおり東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己氏あて通知したので
了知するとともに、同事業場及び関係事業者を適切に指導等対応されたい。